

◎新潟県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年6月24日

新潟県知事 花角 英世

氏名	名称	所在地	指定年月日
稲垣 純一（柔道整復）	稲垣接骨院	長岡市蓮潟3-5-26	令和4年3月17日
池田 瞬人（柔道整復）	瞬接骨院	柏崎市古町449-5	令和4年4月12日
治面地 学（柔道整復）	治面地接骨院	柏崎市四谷2丁目3番19号	令和4年4月1日